

厚生労働省告示第三百五号

診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）の規定に基づき、使用薬剤の薬価（薬価基準）及び特掲診療料の施設基準等の一部を改正する告示を次のように定め、令和三年八月十二日から適用する。

令和三年八月十一日

厚生労働大臣 田村 憲久

使用薬剤の薬価（薬価基準）及び特掲診療料の施設基準等の一部を改正する告示

（使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正）

第一条 使用薬剤の薬価（薬価基準）（平成二十年厚生労働省告示第六十号）の一部を次の表のように改正する。

改正後				改正前			
別表 第1部～第8部 (略)				別表 第1部～第8部 (略)			
第9部 追 補 (5)				(新設)			
内 用 薬							
品 名	規 格 単 位	薬 価	円				
<b>(あ)</b>							
局 アレンドロン酸錠5mg「N I G」	5mg 1錠	23.50					
局 アレンドロン酸錠35mg「N I G」	35mg 1錠	144.00					
<b>(え)</b>							
エプリステイドライシロップ60mg	60mg 1瓶	974,463.70					
<b>(た)</b>							
タズベリク錠200mg	200mg 1錠	3,004.60					
<b>(つ)</b>							
ツイミーグ錠500mg	500mg 1錠	34.40					
<b>(は)</b>							
ハイヤスタ錠10mg	10mg 1錠	20,030.50					
<b>(へ)</b>							
ペリキューボ錠2.5mg	2.5mg 1錠	131.50					
ペリキューボ錠5mg	5mg 1錠	230.40					
ペリキューボ錠10mg	10mg 1錠	403.80					
<b>(み)</b>							
ミノドロン酸錠1mg「N I G」	1mg 1錠	31.60					
ミノドロン酸錠50mg「N I G」	50mg 1錠	816.90					
注 射 薬							
品 名	規 格 単 位	薬 価	円				
<b>(あ)</b>							
アイモビーグ皮下注70mgペン	70mg 1 mL 1キット	41,356					
アジョピ皮下注225mgシリンジ	225mg 1.5mL 1筒	41,356					
<b>(う)</b>							
ウバシタ静注透析用25μgシリンジ	25μg 1 mL 1筒	976					
ウバシタ静注透析用50μgシリンジ	50μg 1 mL 1筒	1,392					
ウバシタ静注透析用100μgシリンジ	100μg 1 mL 1筒	2,007					
ウバシタ静注透析用150μgシリンジ	150μg 1 mL 1筒	2,494					
ウバシタ静注透析用200μgシリンジ	200μg 1 mL 1筒	2,914					
ウバシタ静注透析用250μgシリンジ	250μg 1 mL 1筒	3,291					
ウバシタ静注透析用300μgシリンジ	300μg 1 mL 1筒	3,635					
<b>(き)</b>							
ギブラーリ皮下注189mg	189mg 1 mL 1瓶	5,006,201					
<b>(け)</b>							
ゲムシタピン点滴静注用200mg「N I G」	200mg 1瓶	1,286					
ゲムシタピン点滴静注用1g「N I G」	1g 1瓶	6,190					
<b>(せ)</b>							

局	生食注シリンジ「N I G」5mL	5 mL 1 筒	97
局	生食注シリンジ「N I G」10mL	10mL 1 筒	97
局	生食注シリンジ「N I G」20mL	20mL 1 筒	112
	<u>(そ)</u>		
	ゾレドロン酸点滴静注4mg / 5mL「N I G」	4 mg 5 mL 1 瓶	8,571
	<u>(て)</u>		
	デリタクト注	1 mL 1 瓶	1,431,918
	<u>(と)</u>		
局	ドバミン塩酸塩点滴静注200mg「N I G」	200mg10mL 1 筒	132
局	ドバミン塩酸塩点滴静注200mgバッグ「N I G」	0.1%200mL 1 袋	845
局	ドバミン塩酸塩点滴静注600mgバッグ「N I G」	0.3%200mL 1 袋	1,233
	<u>(ふ)</u>		
	フィルグラスチムB S注75μgシリンジ「N I G」	75 μg0.3mL 1 筒	2,894
	フィルグラスチムB S注150μgシリンジ「N I G」	150 μg0.6mL 1 筒	4,679
	フィルグラスチムB S注300μgシリンジ「N I G」	300 μg0.7mL 1 筒	7,507
	<u>(へ)</u>		
	ベクルリー点滴静注用100mg	100mg 1 瓶	63,342
	ヘパリンNaロック用10単位 / mLシリンジ5mL「N I G」	50単位 5 mL 1 筒	87
	ヘパリンNaロック用10単位 / mLシリンジ10mL「N I G」	100単位10mL 1 筒	90
	ヘパリンNaロック用100単位 / mLシリンジ5mL「N I G」	500単位 5 mL 1 筒	110
	ヘパリンNaロック用100単位 / mLシリンジ10mL「N I G」	1,000単位10mL 1 筒	114
	<u>(ゆ)</u>		
	ユニツキシ点滴静注17.5mg / 5mL	17.5mg 5 mL 1 瓶	1,365,888
	<u>(ら)</u>		
	ライザケア輸液	1 L 1 袋	1,180
	<u>(る)</u>		
	ルタテラ静注	7.4GBq25mL 1 瓶	2,648,153
	<u>(れ)</u>		
	レカルプリオ配合点滴静注用	(1.25g) 1 瓶	22,447
	レベスティブ皮下注用3.8mg	3.8mg 1 瓶 (溶解液付)	79,302

(特掲診療料の施設基準等の一部改正)

第二条 特掲診療料の施設基準等(平成二十年厚生労働省告示第六十三号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>別表第九 在宅自己注射指導管理料、間歇<sup>けつ</sup>注入シリンジポンプ加算、持続血糖測定器加算及び注入器用注射針加算に規定する注射薬 (略) メポリズマブ製剤 オマリズマブ製剤 テデュグルチド製剤</p>	<p>別表第九 在宅自己注射指導管理料、間歇<sup>けつ</sup>注入シリンジポンプ加算、持続血糖測定器加算及び注入器用注射針加算に規定する注射薬 (略) メポリズマブ製剤 (新設)</p>